【参考条例】岡山市個人情報保護条例（抜粋）（平成29年6月28日施行分）

（定義）

第2条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報　個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（一般人が通常入手し得る関連情報と照合することにより，特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(2) 公文書　岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）第2条第2号に規定する公文書をいう。

(3) 実施機関　市長，公営企業管理者，消防長，教育委員会，選挙管理委員会，人事委員会，監査委員，農業委員会，固定資産評価審査委員会及び議会並びに本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

(4) 保有個人情報　実施機関の職員（本市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し，又は取得した個人情報であって，当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして，当該実施機関の公文書に記録されているものをいう。

(5) 特定個人情報　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(6) 情報提供等記録　番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(7) 保有特定個人情報　実施機関の職員が職務上作成し，又は取得した特定個人情報であって，当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして，当該実施機関の公文書に記録されているものをいう。

(8) 個人情報ファイル　保有個人情報を含む情報の集合物であって，次に掲げるものをいう。

ア　一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ　アに掲げるもののほか，一定の事務の目的を達成するために氏名，生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

（受託者の責務）

第18条　実施機関から保有個人情報の取扱いの委託を受けた者（以下「受託者」という。）は，その業務の取扱いに当たって，漏えいの防止その他保有個人情報の保護に関して実施機関と同様の責務を負うものとする。

2　実施機関は，保有個人情報の取扱いを委託しようとするときは，当該受託者に対し，保有個人情報の保護を図るため，当該取扱業務に係る保有個人情報の適切な管理について必要な措置を講じさせなければならない。

3　前項の受託業務に従事している者又は従事していた者は，その業務に関して知り得た保有個人情報をみだりに他人に知らせ，不当な目的に利用し，又は正当な理由がないのに遺棄してはならない。

（派遣労働者の責務）

第18条の2　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第26条に定める労働者派遣契約に基づき一定の役務を提供することを目的として実施機関へ派遣された者（以下「派遣労働者」という。）は，その役務の提供に関して知り得た保有個人情報をみだりに他人に知らせ，不当な目的に利用し，又は正当な理由がないのに遺棄してはならない。派遣労働者でなくなった後においても同様とする。

（罰則）

第24条　実施機関の職員若しくは職員であった者，第18条の受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は第18条の2の派遣労働者若しくは派遣労働者であった者が，正当な理由がないのに，第2条第8号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し，又は加工したものを含む。）を提供したときは，2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第24条の2　前条に規定する者が，重大な過失により，個人の秘密が記載された第2条第8号アに係る個人情報ファイルを提供したときは，10万円以下の罰金に処する。

第25条　第24条に規定する者が，その業務又は役務の提供に関して知り得た保有個人情報を，自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し，盗用し，又は遺棄したときは，1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。